

<一般委託>

国指定史跡東京湾要塞跡 千代ヶ崎砲台跡 環境整備(樹木剪定)業務委託 仕様書

国指定史跡東京湾要塞跡 千代ヶ崎砲台跡 環境整備(樹木剪定)業務委託に基づく内容は、本仕様書の定めるところによる。

|    |            |  |
|----|------------|--|
| 1  | 目的         | 千代ヶ崎砲台跡の樹木剪定等を行うことにより、史跡としての良好な環境を整えること。 |
| 2  | 履行期間       | 契約締結の日から令和2年3月31日                        |
| 3  | 施行場所       | 本市の指定する場所                                |
| 4  | 業務内容       | 別紙のとおり                                   |
| 5  | 特記事項       | 別紙のとおり                                   |
| 6  | 関係法規       | 別紙のとおり                                   |
| 7  | 資格要件       | 別紙のとおり                                   |
| 8  | 契約方法       | 総価による業務委託契約(一般委託)                        |
| 9  | 支払方法       | 委託料の支払いは、業務完了後一括払いとする。                   |
| 10 | 業務委託成績評定   | 対象 ・ 非対象                                 |
| 11 | 現場代理人の配置   | 対象 ・ 非対象                                 |
| 12 | その他事項      | この仕様書に定めのない事項及び疑義を生じた場合は、別途協議するものとする。    |
| 13 | 監督員<br>連絡先 | 教育総務部生涯学習課 川本・北原(電話:046-822-8484)        |

<指示又は希望事項>

|                                  |   |
|----------------------------------|---|
| グリーン<br>物品購入<br>及び<br>環境配慮<br>関係 | <p>・この業務を施行するにあたって、仕様書でグリーン物品購入の指示がある場合は、横須賀市グリーン購入基本方針及び調達方針に基づく環境物品等を納入すること。また、仕様書で特に指示がない場合で委託代金に物品等の購入経費が含まれている場合は、できるだけこの方針に基づく環境物品等の調達をお願いします。<br/>(上記方針については、本市のホームページ「よこすかのグリーン購入」参照)</p> <p>・本市は、独自の環境マネジメントシステム(YES)により事務事業の環境負荷低減に努めているので、受託者においてもできる限り環境に配慮して業務を執行するようお願いいたします。</p> |
|----------------------------------|---|

国指定史跡東京湾要塞跡 千代ヶ崎砲台跡 環境整備（樹木剪定）業務委託仕様書

1. 目的

千代ヶ崎砲台跡の樹木剪定等を行うことにより、史跡としての良好な環境を整えること。

2. 施工場所

横須賀市西浦賀6-17-1 ほか

3. 履行期間

契約日から令和2年3月31日

4. 業務内容（剪定予定数量）

|                      | 単位 | 予定本数 |
|----------------------|----|------|
| 樹木伐採                 |    |      |
| 90～120cm未満           | 本  | 11   |
| 120～150cm未満          | 本  | 1    |
| 樹木枝打ち                |    |      |
| 30～60cm未満            | 本  | 30   |
| 90～120cm未満           | 本  | 1    |
| 樹木剪定                 |    |      |
| 270～300cm未満<br>(強剪定) | 本  | 1    |

5. 一般事項

- (1) 作業の実施日及び時間は、委託者（以下「甲」という）と受託者（以下「乙」という）で協議のうえ決定する。
- (2) 作業にあたっては、文化財に影響を与えないよう、近隣住民等の支障にならないよう、また安全に配慮し作業すること。
- (3) 作業上の事故については、甲はその責めを負わない。
- (4) 本業務には、業務に必要な作業区域内における発生物の収集、片づけ、清掃、処分を含むこととする。
- (5) 現地は2t車までは進入が可能である。
- (6) 現地に水道は敷設されていない。